

【自己負担限度額】 計算対象期間：毎年8月～翌年7月末の1年間

国保+介護			
70歳～74歳のみ		70歳未満を含む	
区分	算定基準額	世帯の所得区分※	算定基準額
① 保険証兼高齢受給者証の負担割合が <u>3割</u> となっている場合	67万円	901万円超	212万円
		600万円超901万円以下	141万円
一般（①②以外）	56万円	210万円超600万円以下	67万円
		210万円以下	60万円
②世帯主と国保加入者全員が <u>住民税非課税</u> の場合	低Ⅱ※	世帯主と国保加入者全員が <u>住民税非課税</u> の場合	34万円
	低Ⅰ※		

※同一世帯の全ての国保被保険者の所得から、基礎控除（43万円）を差し引いた額の合計。

※低Ⅱ：世帯主と国保加入者全員が住民税非課税

※低Ⅰ：世帯主と国保加入者全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万6,700円として計算)を差し引いたときに0円となる場合。